

第二編 許可申請について

5 許可の申請手続

(1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可（認可）に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・要件審査・受付 → 審査 → 許可（認可） → 通知書交付

※電子申請システムによる申請方法は、「建設業許可の手引き（電子申請版）」を確認してください。

申請書入手

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

申請予約（宮城県知事許可の申請のみ）

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請等（事前相談も含む）について予約による申請の御協力をお願いしております。

イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規（組織換を含む）
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など）
7. 建設業許可を受けた地位を承継する場合の認可申請
8. 上記に係る事前の御相談や予備審査（事前の書類チェック）

ロ 予約方法・予約連絡先

- 令和5年2月1日から、インターネット予約システムが開始となりました。

システムによる予約に御協力をお願いします。URL (<https://miyagi3.rsvsys.jp>)

- その他、管轄の土木事務所に電話又は直接窓口による予約も可能です。

※P.25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（土日祝日、閉庁時除く）

- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日（開庁日に限る）まで予約可能です。

- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。

- 各土木事務所の空き状況については、直接該当土木事務所に問い合わせ願います。

- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。

- ①申請希望日時、

- ②業者名(法人名又は個人名)及び業者の所在地(住所等)
- ③代理人名(代理人申請の場合)
- ④申請区分等(新規申請, 更新申請, 業種追加申請, 認可申請, 新規の事前相談等)
- ⑤許可番号(新規以外の場合)
- ⑥予約者の氏名及び連絡先(電話番号)

※当日, 審査開始時間に来庁していない場合は, 予約取消(キャンセル)として取り扱うことがありますので承願います。

なお, 各種変更届, 建設業許可証明書の申請については, 予約は不要です。(月～金曜日(土日祝日, 閉庁時除く)の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に, 提出してください)。

提出

イ 提出場所 (許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等, 一部の変更届出書については, 郵送による提出を受け付けておりますので, 詳しくは事業管理課HPを御確認ください。)

- P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照
- 申請受付時間は, 予約の際にお時間をお伝えしますので, その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 27, 28の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通(正本のコピーで可) 土木事務所へ提出分1通, 本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

要件審査・受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか要件審査を行います。要件審査終了後, 記入漏れはないか, 内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し, 必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は, 一般建設業, 特定建設業別に, それぞれ次の表により納入してください。

申請区分	申請手数料等
○新規, 許可換え新規, 般・特新規	申請手数料9万円(宮城県収入証紙を正本に貼付)
○業種追加又は更新	申請手数料5万円(宮城県収入証紙を正本に貼付)
○その他上記の組合せにより, 加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 納入された手数料については, 許可申請の審査に対するものであるため, 不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については, 下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について, 特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合

		○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合（注1）
9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合（注1）

（注1）7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分（2か月程度）残っているうちに窓口にて御相談の上、申請してください。

（注2）個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

許可（認可）

イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可（認可）になります。

ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

許可通知書の交付

イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。

ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。

（P.127参照）

許可申請の取下げ

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、申請手数料は還付されません。

【所在地別管轄土木事務所一覧】

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市，角田市，刈田郡，柴田郡，伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎 3階)	0224-53-3135
仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亶理郡，宮城郡，黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市，栗原市，加美郡，遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎 5階)	0229-91-0731
石巻市，東松島市，登米市，牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎 5階)	0225-98-3157
気仙沼市，本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	0226-22-2622

《宮城県収入証紙の販売について》

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/syousitop.html#kounyuu> (会計課ホームページ)

で購入してください。

(2) 国土交通大臣許可の申請手続

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請をする方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

《管轄行政庁・申請窓口》(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線 6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス： <https://www.thr.mlit.go.jp/>